

矢作川総合第二期地区

明治本流（下流部）里・浜屋工区周辺整備工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備 考										
第1章 総 則	<p>矢作川総合第二期地区明治本流（下流部）里・浜屋工区周辺整備工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）、「施設機械工事等共通仕様書」に基づいて実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>											
第2章 工事内容												
1 目 的	<p>本工事は、国営矢作川総合第二期土地改良事業計画に基づき、明治幹線水路明治本流（下流部）の耐震化対策の実施にあたり不要になった既設水路の撤去等を行うものである。</p>											
2 工事場所	<p>愛知県安城市里町地内</p>											
3 工事概要	<p>本工事は、次のとおりである。</p> <p>施工延長 L=228.624m</p> <p>施工始点 測点 No. 92+58.726</p> <p>施工終点 測点 No. 94+87.350</p> <p>内訳</p> <table border="0" data-bbox="502 817 1093 974"> <tr> <td>構造物撤去工</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>既設水路撤去</td> <td>L=161.100m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(既設ボックスカルバート (右岸) B3.0m×H3.0m)</td> </tr> <tr> <td>復旧工</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>仮設工</td> <td>1 式</td> </tr> </table>	構造物撤去工	1 式	既設水路撤去	L=161.100m	(既設ボックスカルバート (右岸) B3.0m×H3.0m)		復旧工	1 式	仮設工	1 式	
構造物撤去工	1 式											
既設水路撤去	L=161.100m											
(既設ボックスカルバート (右岸) B3.0m×H3.0m)												
復旧工	1 式											
仮設工	1 式											
4 工事数量	<p>別紙「工事数量表」のとおりである。</p>											
第3章 施工条件												
1 工事期間中の休業日	<p>工事期間中の休業日等としては、雨天・休日（非稼働日）を月当たり標準14日見込んでいる。</p> <p>なお、休業日等には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。</p>											
2 現場技術員	<p>本工事は、共通仕様書（土）第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。</p> <p>なお、氏名等については、別に通知する。</p>											
第4章 現場条件												
1 土 質	<p>1) 本工事は、施工場所の土質は、「砂質土」を想定している。</p> <p>2) 現場土質が想定している土質と著しく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。</p>											
2 関連工事	<p>本工事に関連する工事として、次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。</p>											
	<table border="1" data-bbox="454 1635 1308 1870"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 1635 1061 1673">工 事 名</th> <th data-bbox="1061 1635 1308 1673">施工予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 1673 1061 1778">矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その14工事（仮称）（以下「14工事」という。）</td> <td data-bbox="1061 1673 1308 1778">令和7年5月～ 令和8年3月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1778 1061 1877">矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策接続部その5工事（仮称）（以下「5工事」という。）</td> <td data-bbox="1061 1778 1308 1877">令和7年6月～ 令和8年3月</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 名	施工予定時期	矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その14工事（仮称）（以下「14工事」という。）	令和7年5月～ 令和8年3月	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策接続部その5工事（仮称）（以下「5工事」という。）	令和7年6月～ 令和8年3月					
工 事 名	施工予定時期											
矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その14工事（仮称）（以下「14工事」という。）	令和7年5月～ 令和8年3月											
矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策接続部その5工事（仮称）（以下「5工事」という。）	令和7年6月～ 令和8年3月											

項 目	内 容	備 考												
<p>3 第三者に対する措置</p> <p>(1) 騒音・振動対策</p> <p>(2) 濁水処理対策</p> <p>(3) 保安対策</p> <p>(4) 防塵対策</p> <p>(5) 耕作者対策</p> <p>(6) その他</p>	<p>1) 騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>なお、騒音、振動対策として、低騒音・低振動機械の使用、施工箇所に家屋が隣接している区間に防音シートを設置しており、工事实施中においてはその維持管理に努めること。また、設置位置については、関係機関との調整により変更及び追加する場合がある。</p> <p>2) 各種重機械による作業に際し、騒音規制法及び、振動規制法に抵触するおそれのある作業については、事前に監督職員と協議の上、振動、騒音等の計測を行わなければならない。</p> <p>なお、計測方法、計測位置等については、監督職員と協議すること。</p> <p>3) 現場条件等を踏まえ具体的な対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) 本工事の施工においては、第5章4の2)の水質基準を超える汚濁水を工事区域外に排水することがないように、善良な現場管理を行うものとする。</p> <p>なお、既設水路の漏水など、清水の水替えについては適用しない。</p> <p>2) 受注者は濁水処理の施工に先立ち、濁水処理計画書を作成し、監督職員の承諾を得るとともに、矢作川沿岸水質保全対策協議会（以下「矢水協」という。）に説明を行うものとする。</p> <p>1) 保安設備</p> <p>主要道路からの工事用車両の出入り口等には、保安及び誘導設備等を適切に配置するものとする。</p> <p>なお、詳細については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 交通誘導警備員</p> <p>本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする（いわゆる交通誘導警備員B）。</p> <p>なお、交通誘導警備員の配置は、次のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="454 1209 1308 1545"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>配置期間</th> <th>交通誘導警備員</th> <th>編成</th> <th>昼夜別</th> <th>交代要員の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○安城市道 里橋目3号線・ 主要地方道豊田 安城線交差部 ○安城市道 里橋目3号線・ 橋目宇頭茶屋3 号線交差部 ○安城市道 里壺斗山3号線</td> <td>・工事用道路造成時 ・資材搬入時、搬出時 ・重機搬入時、搬出時</td> <td>1名/日/ ヶ所</td> <td>3名</td> <td>昼間</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 防塵対策については、降雨、気温、風向、風速を把握の上、十分に配慮するとともに、周辺住民等との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>なお、現場状況等により更なる土木シートの設置、散水等の追加の防塵対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>工事期間中、工事区域周辺の農地で耕作を行っているため、これらの耕作を妨げないよう留意しなければならない。</p> <p>なお、耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について監督職員と協議するものとする。</p> <p>既設構造物、既設機器及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。</p>	設置場所	配置期間	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	○安城市道 里橋目3号線・ 主要地方道豊田 安城線交差部 ○安城市道 里橋目3号線・ 橋目宇頭茶屋3 号線交差部 ○安城市道 里壺斗山3号線	・工事用道路造成時 ・資材搬入時、搬出時 ・重機搬入時、搬出時	1名/日/ ヶ所	3名	昼間	無	
設置場所	配置期間	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無									
○安城市道 里橋目3号線・ 主要地方道豊田 安城線交差部 ○安城市道 里橋目3号線・ 橋目宇頭茶屋3 号線交差部 ○安城市道 里壺斗山3号線	・工事用道路造成時 ・資材搬入時、搬出時 ・重機搬入時、搬出時	1名/日/ ヶ所	3名	昼間	無									
<p>4 地下埋設物対策</p>	<p>工事の施工範囲及び工事用道路等にある地下埋設物、横断構造物について、事前に調査を実施するとともに損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。</p>													

項 目	内 容	備 考									
5 関係機関との調整	関係機関との調整により、工事内容及び工法、施工時期等に変更が生じた場合は、設計変更を行うことがある。										
第5章 指定仮設											
1 一般事項	<p>本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。</p> <p>なお、受注者は、共通仕様書（土）3-20-1に基づき指定仮設を含む仮設工の実施に先立ち現場条件を十分に検討し、構造、規模、施工方法等を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。</p>										
2 工事中進入路	<p>1) 工事中進入路として使用する一般道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来さないよう、受注者の責任において、適切な維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 市道橋目宇頭茶屋3号線との交差点において、既設管保護工の設置を行っていることから、既設道路との擦付部の状況を随時確認するとともに、一般交通への影響が出た場合は監督職員へ直ちに報告するものとする。</p>										
3 工事中道路等	受注者は、設計図面に基づき、工事中道路及び工事中進入路を整備しなければならない。また、工事中期間中の補修・維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。										
4 濁水処理施設	<p>1) 濁水処理施設として、20m³以上の原水処理容量以上の沈殿槽を設け、水替工の汚濁水を処理するものとする。</p> <p>2) 基準水質</p> <p>沈砂池から排水路への放流に当たっては、次により水質監視を実施し、水質基準を下回っていることを確認するものとする。</p> <p>また、調査結果については、月集計を行い、監督職員と矢水協に報告するものとする。</p> <p>なお、濁度に対する処理は、自然沈下方式を考慮しており、水素イオン指数(pH)に対する処理は特段考えていないが、現場状況により中和処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>										
	<table border="1" data-bbox="456 1317 1299 1442"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1317 778 1350">水質調査箇所</th> <th data-bbox="778 1317 1098 1350">水質基準</th> <th data-bbox="1098 1317 1299 1350">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1350 778 1406">沈殿槽の流入口</td> <td data-bbox="778 1350 1098 1406">pH：5.8～8.6 濁度：30度 (mg/l) 以下</td> <td data-bbox="1098 1350 1299 1406">排水放流日 午前・午後の2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1406 778 1442">沈殿槽の放流口</td> <td data-bbox="778 1406 1098 1442">電気伝導度：30ms/m 以下</td> <td data-bbox="1098 1406 1299 1442">回</td> </tr> </tbody> </table>	水質調査箇所	水質基準	頻度	沈殿槽の流入口	pH：5.8～8.6 濁度：30度 (mg/l) 以下	排水放流日 午前・午後の2	沈殿槽の放流口	電気伝導度：30ms/m 以下	回	
	水質調査箇所	水質基準	頻度								
	沈殿槽の流入口	pH：5.8～8.6 濁度：30度 (mg/l) 以下	排水放流日 午前・午後の2								
沈殿槽の放流口	電気伝導度：30ms/m 以下	回									
3) 測定結果に異常値が出た場合には、その都度監督職員に報告し、その処理について協議しなければならない。											
5 仮設土留工	<p>1) 設計図面に示すとおり、仮設土留工を施工するものとする。打設はウォータージェット併用圧入工法で計画している。</p> <p>2) 鋼矢板（IV型）は、頭部を50cm溶接し固定するものとする。</p> <p>3) 受注者は、仮設土留工の施工に先立ち、施工計画書を作成し監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>4) 地質その他施工条件等により変更する場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>5) 工事中期間中の補修・維持管理は受注者の責任において実施するとともに、周辺地盤等の変化に十分注意し、鋼矢板の変位と隣接市道の路面の変状を計測し、定期的に監督職員に報告するものとする。異常が認められた場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、監督職員と協議するものとする。</p> <p>6) ウォータージェット併用圧入工法での施工に伴い発生する濁水については、図面に示すとおり適切に処理するものとする。</p>										

項 目	内 容	備 考														
<p>6 建設発生土受入地、現場発生材受入地について</p> <p>(1) 建設発生土受入地</p> <p>(2) 現場発生材受入地</p>	<p>1) 建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="509 418 1262 544"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>地先名</th> <th>搬出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治本流（下流部）耐震化対策工事跡地</td> <td>豊田市広美町地内</td> <td>138m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 本建設発生土受入地の受入費用は、無償とする。</p> <p>3) 搬出した土砂が風などで飛散しないよう留意しなければならない。</p> <p>4) 搬出先については監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>現場発生材受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、現場発生材は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="509 696 1262 904"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>地先名</th> <th>現場発生材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明治本流（下流部）耐震化対策工事跡地</td> <td>豊田市広美町地内</td> <td>縞鋼板蓋 空気弁 山留材 敷鉄板</td> </tr> <tr> <td>安城市今池町地内</td> <td>単管パイプ</td> </tr> </tbody> </table>	名称	地先名	搬出量	明治本流（下流部）耐震化対策工事跡地	豊田市広美町地内	138m ³	名称	地先名	現場発生材	明治本流（下流部）耐震化対策工事跡地	豊田市広美町地内	縞鋼板蓋 空気弁 山留材 敷鉄板	安城市今池町地内	単管パイプ	
名称	地先名	搬出量														
明治本流（下流部）耐震化対策工事跡地	豊田市広美町地内	138m ³														
名称	地先名	現場発生材														
明治本流（下流部）耐震化対策工事跡地	豊田市広美町地内	縞鋼板蓋 空気弁 山留材 敷鉄板														
	安城市今池町地内	単管パイプ														
7 仮設ヤード	<p>1) 仮設ヤードは、設計図面に示す、発注者が確保する工事用地の範囲であり、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の資材等の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。</p> <p>また、仮設ヤード内に仮置きしている表土等が風等で飛散しないよう善良な管理に努めること。</p> <p>2) 掘削に伴い発生する土砂は、工事期間中一時的に仮設ヤードに仮置きすることを想定しているが、仮設ヤードに仮置きすることが困難な場合、監督職員と協議するものとする。</p>															
8 水替工	<p>工事区域内の常時排水として排水ポンプにより水替えを行うものとし、稼働実績を監督職員に報告するものとする。</p> <p>なお、排水量は、次のとおり想定している。</p> <p>$Q_{max}=46.44m^3/h$</p>															
第6章 工事用地等																
1 発注者が確保している用地	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。</p>															
2 工事用地等以外で受注者が確保する用地	<p>前項1以外で受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。また、返還時及び返還後の取り扱いについては、次項と同様に適切な処理を行うものとする。</p>															
3 工事用地等の使用及び返還	<p>1) 前項1の用地は仮設ヤードとして、工事開始時から工期末までの間、受注者に使用させるものとする。</p> <p>2) 仮設ヤードの整備・使用は、第5章指定仮設ほかに示す方法で監督職員の指示に従い適正に行うものとする。</p> <p>3) 返還に当たっては、関係者立会のもと行うものとし、監督職員等が所有者等から徴収する「土地返還引受書」の受領に協力するものとする。</p> <p>4) 地権者等から利用について、苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、受注者は誠意をもって対応するものとする。</p>															
4 境界杭等	<p>既存の境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せるものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧した上で、関係者の了解を得るものとする。また、新たに境界杭を設置する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>															

項 目	内 容	備 考																																																		
第7章 支給材料 1 支給材料 2 引渡し場所 3 引渡し時期	<p>支給する材料は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="477 293 1294 777"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>側溝</td> <td>U240 L=0.6m</td> <td>個</td> <td>317</td> <td></td> </tr> <tr> <td>側溝蓋</td> <td>U240用 L=1.5m</td> <td>枚</td> <td>143</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暗渠側溝</td> <td>400×390× 1025</td> <td>個</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吐水口</td> <td>φ 50</td> <td>個</td> <td>1</td> <td>農水給水栓用</td> </tr> <tr> <td>VU管</td> <td>φ 150 L=1.1m</td> <td>本</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>VU管</td> <td>φ 50 L=1.1m</td> <td>本</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>洗い場</td> <td></td> <td>基</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道管</td> <td>DCIP φ 100</td> <td>m</td> <td>119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮囲いフェンス</td> <td>H=1.8m</td> <td>m</td> <td>664</td> <td>接続材等含む</td> </tr> </tbody> </table> <p>愛知県安城市里町地内（本工事現場内）。</p> <p>監督職員と打合せの上、決定するものとする。</p>	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	側溝	U240 L=0.6m	個	317		側溝蓋	U240用 L=1.5m	枚	143		暗渠側溝	400×390× 1025	個	6		吐水口	φ 50	個	1	農水給水栓用	VU管	φ 150 L=1.1m	本	1	〃	VU管	φ 50 L=1.1m	本	1	〃	洗い場		基	1		水道管	DCIP φ 100	m	119		仮囲いフェンス	H=1.8m	m	664	接続材等含む	
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考																																																
側溝	U240 L=0.6m	個	317																																																	
側溝蓋	U240用 L=1.5m	枚	143																																																	
暗渠側溝	400×390× 1025	個	6																																																	
吐水口	φ 50	個	1	農水給水栓用																																																
VU管	φ 150 L=1.1m	本	1	〃																																																
VU管	φ 50 L=1.1m	本	1	〃																																																
洗い場		基	1																																																	
水道管	DCIP φ 100	m	119																																																	
仮囲いフェンス	H=1.8m	m	664	接続材等含む																																																
第8章 工事中電力	<p>本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において、準備しなければならない。</p> <p>なお、本工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。</p>																																																			
第9章 工事中材料 1 規格及び品質	<p>本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。</p> <p>1) 再生加熱アスファルト混合物 アスファルト混合物は、再生加熱アスファルト混合物を使用するものとし、混合物の標準配合は、プラント再生舗装技術指針による再生密粒度アスコン（13）とする。なお、各設計密度は以下のとおりとする。 再生密粒度アスコン（13）2.35ton/m³（表層）</p> <p>2) 区画線 路面標示用塗料</p> <p>3) 石材 再生クラッシュラン RC-40</p> <p>4) 配管材 波付硬質合成樹脂管 φ 40</p> <p>5) 雑資材 大型土のう袋（耐候性） 1 t 型 防草シート ポリエステル長繊維不織布（0.4mm厚） 埋設表示テープ B=150mm、2倍ポリエチレンクロス</p>																																																			
2 見本又は資料提出	<p>主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して、承諾を得なければならない。</p> <p>なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p> <table border="1" data-bbox="453 1713 1305 1973"> <thead> <tr> <th>材 料</th> <th>提 出 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AS材（プライムコート、再生密粒度アスコン（13））</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン（RC-40）</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>カタログ</td> </tr> <tr> <td>波付硬質合成樹脂管</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>大型土のう</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>防草シート</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>埋設表示テープ</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	材 料	提 出 物	AS材（プライムコート、再生密粒度アスコン（13））	カタログ、試験成績書	再生クラッシュラン（RC-40）	〃	コンクリート二次製品	カタログ	波付硬質合成樹脂管	〃	大型土のう	〃	防草シート	〃	埋設表示テープ	〃																																			
材 料	提 出 物																																																			
AS材（プライムコート、再生密粒度アスコン（13））	カタログ、試験成績書																																																			
再生クラッシュラン（RC-40）	〃																																																			
コンクリート二次製品	カタログ																																																			
波付硬質合成樹脂管	〃																																																			
大型土のう	〃																																																			
防草シート	〃																																																			
埋設表示テープ	〃																																																			
3 監督職員の検査又は試験	<p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代える</p>																																																			

項 目	内 容	備 考																													
第10章 施 工 1 一般事項 (1) 基準点及び水準点 (2) 舗装切断に伴う排水等の処理 2 再生資源等の利用 3 建設資材廃棄物等の搬出	<p>ことができる。</p> <p>なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合がありますので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。</p>																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 342 738 376">材 料 名</th> <th data-bbox="738 342 1007 376">検 査 ・ 試 験 項 目</th> <th data-bbox="1007 342 1310 376">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 376 738 409">コンクリート二次製品</td> <td data-bbox="738 376 1007 409">外観、形状、寸法</td> <td data-bbox="1007 376 1310 409">現場搬入時</td> </tr> </tbody> </table>		材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考	コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時																							
	材 料 名		検 査 ・ 試 験 項 目	備 考																											
	コンクリート二次製品		外観、形状、寸法	現場搬入時																											
	<p>1) 本工事の基準点は、設計図面に示す基Ⅲ-40を使用しなければならない。</p> <p>2) 本工事の水準点は、設計図面に示すKBM. 26 (H=22.898m)を使用しなければならない。</p> <p>3) 補助BMを設けた場合は、位置及び標高を監督職員に報告し、確認を得るものとする。</p> <p>4) 基準点等の位置データは、測地成果2011に対応したものである。</p> <p>舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。</p>																														
	<p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等については、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。</p> <p>なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。</p> <p>1) 再生資源の利用</p> <p>受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。</p>																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 936 719 969">資材名</th> <th data-bbox="719 936 1002 969">規 格</th> <th data-bbox="1002 936 1310 969">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 969 719 1037">再生加熱アスファルト混合物</td> <td data-bbox="719 969 1002 1037">再生密粒度アスコン(13)</td> <td data-bbox="1002 969 1310 1037">市道表層部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1037 719 1081">再生クラッシュラン</td> <td data-bbox="719 1037 1002 1081">RC-40</td> <td data-bbox="1002 1037 1310 1081">下層路盤</td> </tr> </tbody> </table>		資材名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	市道表層部	再生クラッシュラン	RC-40	下層路盤																				
	資材名		規 格	備 考																											
	再生加熱アスファルト混合物		再生密粒度アスコン(13)	市道表層部																											
	再生クラッシュラン		RC-40	下層路盤																											
<p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとする。</p> <p>なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1193 643 1227">建設資材廃棄物</th> <th data-bbox="643 1193 815 1227">処理施設名</th> <th data-bbox="815 1193 1026 1227">住所</th> <th data-bbox="1026 1193 1177 1227">受入時間</th> <th data-bbox="1177 1193 1310 1227">事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1227 643 1339">コンクリート塊(無筋)</td> <td data-bbox="643 1227 815 1339">岡崎リサイクルセンター(株)真福寺工場</td> <td data-bbox="815 1227 1026 1339">愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1</td> <td data-bbox="1026 1227 1177 1339">8:00～ 16:30</td> <td data-bbox="1177 1227 1310 1339">再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1339 643 1451">大割コンクリート塊(有筋)</td> <td data-bbox="643 1339 815 1451">岡崎リサイクルセンター(株)真福寺工場</td> <td data-bbox="815 1339 1026 1451">愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1</td> <td data-bbox="1026 1339 1177 1451">8:00～ 16:30</td> <td data-bbox="1177 1339 1310 1451">再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1451 643 1563">アスファルト塊</td> <td data-bbox="643 1451 815 1563">岡崎リサイクルセンター(株)真福寺工場</td> <td data-bbox="815 1451 1026 1563">愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1</td> <td data-bbox="1026 1451 1177 1563">8:00～ 16:30</td> <td data-bbox="1177 1451 1310 1563">再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1563 643 1675">廃プラスチック</td> <td data-bbox="643 1563 815 1675">岡崎リサイクルセンター(株)真福寺工場</td> <td data-bbox="815 1563 1026 1675">愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1</td> <td data-bbox="1026 1563 1177 1675">8:00～ 16:30</td> <td data-bbox="1177 1563 1310 1675">再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1675 643 1731">汚泥</td> <td data-bbox="643 1675 815 1731">(株)ムラアーク</td> <td data-bbox="815 1675 1026 1731">愛知県海部郡飛鳥村新政成11-20他</td> <td data-bbox="1026 1675 1177 1731">8:00～ 17:00</td> <td data-bbox="1177 1675 1310 1731">再資源化施設業者</td> </tr> </tbody> </table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	コンクリート塊(無筋)	岡崎リサイクルセンター(株)真福寺工場	愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	大割コンクリート塊(有筋)	岡崎リサイクルセンター(株)真福寺工場	愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	アスファルト塊	岡崎リサイクルセンター(株)真福寺工場	愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	廃プラスチック	岡崎リサイクルセンター(株)真福寺工場	愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	汚泥	(株)ムラアーク	愛知県海部郡飛鳥村新政成11-20他	8:00～ 17:00	再資源化施設業者	
建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分																											
コンクリート塊(無筋)	岡崎リサイクルセンター(株)真福寺工場	愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者																											
大割コンクリート塊(有筋)	岡崎リサイクルセンター(株)真福寺工場	愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者																											
アスファルト塊	岡崎リサイクルセンター(株)真福寺工場	愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者																											
廃プラスチック	岡崎リサイクルセンター(株)真福寺工場	愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者																											
汚泥	(株)ムラアーク	愛知県海部郡飛鳥村新政成11-20他	8:00～ 17:00	再資源化施設業者																											

項 目	内 容	備 考																												
4 特定建設資材の分別解体等	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="496 293 1278 792"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 293 555 792">工程ごとの作業内容及び解体方法</th> <th data-bbox="555 293 740 376">工 程</th> <th data-bbox="740 293 946 376">作業内容</th> <th data-bbox="946 293 1278 376">分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 376 555 450">①仮設</td> <td data-bbox="555 376 740 450">仮設工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="740 376 946 450">仮設工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="946 376 1278 450">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 450 555 524">②土工</td> <td data-bbox="555 450 740 524">土工 ■有 □無</td> <td data-bbox="740 450 946 524">土工 ■有 □無</td> <td data-bbox="946 450 1278 524">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 524 555 598">③基礎</td> <td data-bbox="555 524 740 598">基礎工事 □有 ■無</td> <td data-bbox="740 524 946 598">基礎工事 □有 ■無</td> <td data-bbox="946 524 1278 598">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 598 555 672">④本体構造</td> <td data-bbox="555 598 740 672">本体構造の工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="740 598 946 672">本体構造の工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="946 598 1278 672">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 672 555 745">⑤本体付属品</td> <td data-bbox="555 672 740 745">本体付属品の工事 □有 ■無</td> <td data-bbox="740 672 946 745">本体付属品の工事 □有 ■無</td> <td data-bbox="946 672 1278 745">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 745 555 792">⑥その他</td> <td data-bbox="555 745 740 792">その他 □有 ■無</td> <td data-bbox="740 745 946 792">その他 □有 ■無</td> <td data-bbox="946 745 1278 792">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ■が該当部分である。</p>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工 ■有 □無	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他 □有 ■無	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法																											
①仮設	仮設工事 ■有 □無	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																											
②土工	土工 ■有 □無	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																											
③基礎	基礎工事 □有 ■無	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																											
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																											
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																											
⑥その他	その他 □有 ■無	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																											
5 土 工 (1) 掘 削	1) 掘削 ① 掘削土及び床掘土は、埋戻し及び盛土に流用するものとし、それ以外は建設発生土受入地へ搬出しなければならない。 ② 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ③ 法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに監督職員と協議しなければならない。																													
(2) 埋戻し及び盛土	1) 埋戻し材料及び盛土材料 埋戻し及び盛土は、掘削により発生する良質土を流用するものとし、腐食及び草木等を含む表土を流用してはならない。 2) コンクリート構造物周辺の埋戻し ① コンクリート構造物周辺の埋戻しは、構造物の外端より50cmまでは、良質土にて一層の仕上がり厚を30cm程度になるようまき出し、人力（振動コンパクタ等）により締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 ② 構造物外端50cmより外側で施工幅が4m未満の範囲の埋戻しは、良質土にて一層の仕上がり厚さを30cm程度になるようにまき出し、振動ローラ（ハンドガイド式0.8～1.1t級、コンバインド型3.0～4.0t級）等現場条件に適した機械により転圧又はこれと同等以上の方法で締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 ③ 施工幅が4m以上の範囲の埋戻しは、良質土にて一層の仕上がり厚を30cm程度になるようまき出し、ブルドーザー7t級または振動ローラ11～12t級により締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 3) 埋戻し時において、本体構造物（新設）の上部で作業する場合については、50cm以上の土被りを確保することと、敷鉄板を敷設すること。																													
6 構造物撤去工	1) 既設水路の撤去については、頂版・底版部は床版カッター工法、側壁・隔壁部はワイヤーソーイング工法による縁切りを行ったのち、大割状態のコンクリート塊をクレーンにて吊り、運搬車両に積み込み、場外へ搬出すること。 なお、工法の変更を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。 2) コンクリート塊の吊り作業は底版隔壁についてはラフテレーンクレーン25t吊り、それ以外はラフテレーンクレーン50t吊りによる作業を基本とする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 切断するコンクリート塊の大きさは、運搬車両の積載量に応じ適切に設定																													

項 目	内 容	備 考
7 市道復旧工 (1) 路盤工 (2) 舗装工 (3) 路肩盛土等 (4) 路床工 (東高根分水管 保護部)	<p>すること。</p> <p>4) コンクリート切断作業に伴い発生する排水（汚泥）は、現場外に排出することがないように工業用掃除機等により回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとし、施工実績を報告し、監督職員と協議するものとする。</p> <p>安城市道の路盤は、再生クラッシュラン（RC-40）により路盤厚20cmで施工しなければならない。</p> <p>1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK3）120リットル/100㎡以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。</p> <p>2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。</p> <p>路肩・歩道部分等及び構造物隣接箇所等の盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件にあった締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。</p> <p>路床盛土は、一層の仕上り厚が20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件にあった締固め機械で最大乾燥密度の90%以上締固めを行わなければならない。</p>	
8 排水路復旧工	<p>排水路の輸送・積込み・積卸・小運搬・吊り卸・据付等の取扱いについては十分な注意を払い、衝撃等を与えないようにしなければならない。</p>	
9 仮囲いフェンス	<p>仮囲いフェンス工は、図面に示す区間について施工するが、現地に合致しない場合は監督職員と協議するものとする。</p>	
10 仮設ヤード復旧工	<p>1) 仮設ヤードの耕地復旧にあたり、土木シートの撤去は耕土内に資材や石礫等が混入しないよう人力で丁寧に行い、混入した場合には入念にこれを除去するものとする。</p> <p>2) 土木シート撤去後、過年度工事にて事前に実施した測量結果に基づいて基盤面の均平仕上げを行い、農耕用トラクター等により耕起を行う。</p> <p>3) 耕地復旧にあたり、基盤面の沈下等により原形地盤高さまでの復旧が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
11 農業用通信線復旧工	<p>既設右岸水路近辺に敷設されている農業用通信線について、移設する前に、監督職員に埋設位置及び移設計画について報告し、承諾を得るものとする。移設後に対向試験を行い、通信に問題がないことを確認し、報告書を提出するものとする。</p> <p>なお、移設時期は非かんがい期とし、発注者と施設管理者の協議により決定する。</p>	
12 水道復旧工	<p>水道管の復旧は、安城市指定給水装置工事業者による施工とする。</p>	
第11章 施工管理		
1 主任技術者等の資格	<p>主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書（土）第1編1-1-10に規定する(1)又は(3)の資格を有するものでなければならない。</p>	
2 施工管理	<p>受注者は、土木工事施工管理基準に基づき、工程管理、出来形管理、品質管理等の施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。</p>	
3 工事写真における黒板情報の電子化について	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、次の1)から4)によりこれを実施するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>4 工事現場等における遠隔確認について</p> <p>第12章 条件変更の補足説明</p>	<p>1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>2) 機器等の導入 ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は受注者が準備するものとする。 ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ① 受注者は、上記1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ② 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記3)の①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4) 写真の納品 受注者は、上記3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」のチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p> <p>1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声は監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という。）を行う工事である</p> <p>2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。</p> <p>3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。</p> <p>4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p> <p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <p>1) 土質・地質 2) 湧水及び排水量 3) 転石の出現 4) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）・工作物等の出現 5) 現場周辺住民からの苦情 6) 関連工事及び関係機関等との調整に係るもの 7) 既設構造物の撤去及び復旧 8) 農業用通信線の移設及び復旧</p>	

項 目	内 容	備 考
第13章 公共事業関係 調査に対する協 力	1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。 2) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。	
第14章 その他 1 契約後VE提案	1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) VE提案の意義及び範囲 ① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき、条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE提案書の提出 ① 受注者は、上記2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書（土）様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) VE提案の適否等 ① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（土）様式6-5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。	

項 目	内 容	備 考
	<p>⑥ 上記4)の⑤の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>⑦ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の上記4)の⑥のVE管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p>	
2 電子納品	<p>工事完成図書を、共通仕様書（土）第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 	
3 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	<p>工事施工において、自ら立案企画した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができるものとする。</p>	
4 主任技術者等の専任期間	<p>1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。</p> <p>2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。</p> <p>3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。</p>	
5 工期	<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。</p> <p>なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている280日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、</p>	

項 目	内 容	備 考
6 CORINSへの登録	<p>資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで</p> <p>技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>	
7 ワンデーレスポンス実施に関する事項	<p>「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。</p>	
8 工事の施工効率向上対策	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>1) 工事円滑化会議</p> <p>① 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>② 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時、新工種発生時等において、現場代理人、受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>2) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人、受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>3) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計、施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人、受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）、関係課職員、事業所長、次長、主任監督員及び監督員が、対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人と監督職員が工事円滑化会議等において協議の上、開催を決定する。</p> <p>4) 建設コンサルタントの出席 上記1）、2）及び3）の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、発注者が別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（土）様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考									
9 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	<p>次の資材については、次の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="497 387 1278 506"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>調 達 地 域 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板</td> <td>t=22mm</td> <td>知多市</td> </tr> <tr> <td>仮設材（鋼矢板）</td> <td>IV型</td> <td>知多市</td> </tr> </tbody> </table>	資 材 名	規 格	調 達 地 域 等	敷鉄板	t=22mm	知多市	仮設材（鋼矢板）	IV型	知多市	
資 材 名	規 格	調 達 地 域 等									
敷鉄板	t=22mm	知多市									
仮設材（鋼矢板）	IV型	知多市									
10 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、上記2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>										
11 現場環境の改善の試行	<p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約において、その整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。</p> <p>ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>① 快適トイレに求める機能 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）</p> <p>② 付属品として備えるもの</p>										

項 目	内 容	備 考									
12 現場環境改善費	<p>キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>ケ サニタリーボックス</p> <p>コ 鏡と手洗い器</p> <p>サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>③ 推奨する仕様、付属品</p> <p>シ 便房内寸法 900×900mm以上（面積ではない）</p> <p>ス 擬音装置（機能を含む）</p> <p>セ 着替え台</p> <p>ソ 臭気対策機能の多重化</p> <p>タ 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>チ 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）</p> <p>2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。「①快適トイレに求める機能」ア～カ及び「②付属品として備えるもの」及び「③推奨する仕様、付属品」キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を越える費用については、別途計上は行わない。</p> <p>3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p> <p>1) 現場環境改善費の内容は次のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し、合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事の内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいものとする。詳細については、監督職員と協議実施するものとする。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 次に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</p> <p>3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 1317 603 1350">計上項目</th> <th data-bbox="603 1317 1305 1350">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 1350 603 1507">仮設備関係</td> <td data-bbox="603 1350 1305 1507"> ①用水・電力等の供給設備 ⑥環境負荷の低減 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1507 603 1664">営繕関係</td> <td data-bbox="603 1507 1305 1664"> ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備、厚生施設の充実等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1664 603 1753">安全関係</td> <td data-bbox="603 1664 1305 1753"> ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1753 603 2033">地域連携</td> <td data-bbox="603 1753 1305 2033"> ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献 </td> </tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ⑥環境負荷の低減 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備、厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
計上項目	実施する内容（率計上分）										
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ⑥環境負荷の低減 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実										
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備、厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策										
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献										

項 目	内 容	備 考												
13 週休 2 日による施工	<p>1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後週休 2 日による施工を行わなければならない。</p> <p>なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</p> <p>なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>① 受注者は、週休 2 日の実施計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。</p> <p>なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③ 監督職員は、上記 3) の②の受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記 3) の②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>① 補正係数</p> <table border="1" data-bbox="496 1458 1038 1655"> <tbody> <tr> <td></td> <td>4 週 8 休以上</td> </tr> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>28.5%（8 日/28 日）以上</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 補正方法</p> <p>当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記 5) の①に示す補正係数による補正を行わずに請負代金額を減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。</p>		4 週 8 休以上	現場閉所率	28.5%（8 日/28 日）以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
	4 週 8 休以上													
現場閉所率	28.5%（8 日/28 日）以上													
労務費	1.02													
機械経費（賃料）	1.02													
共通仮設費（率分）	1.02													
現場管理費（率分）	1.05													

項 目	内 容	備 考																
14 週休2日制の促進	<p>6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p> <table border="1" data-bbox="502 293 1310 472"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路標識設置工</td> <td>撤去</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>区画線工</td> <td></td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>排水構造物工</td> <td></td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>構造物とりこわし工</td> <td>機械</td> <td>1.02</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。</p> <p>2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。</p> <p>なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。</p> <p>① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。</p> <p>なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <div data-bbox="539 981 1238 1137" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【働き方改革】</p> <p><input type="checkbox"/> 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</p> </div> <p>② 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <div data-bbox="544 1323 1233 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 休日の確保を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕</p> </div> <p>○事業（務）所長用</p> <div data-bbox="544 1451 1233 1545" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕</p> </div> <p>③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。</p> <p>○事業（務）所長用</p> <div data-bbox="544 1704 1233 1798" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕</p> </div> <p>3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。</p>	名称	区分	補正係数	4週8休以上	道路標識設置工	撤去	1.02	区画線工		1.02	排水構造物工		1.02	構造物とりこわし工	機械	1.02	
名称	区分			補正係数														
		4週8休以上																
道路標識設置工	撤去	1.02																
区画線工		1.02																
排水構造物工		1.02																
構造物とりこわし工	機械	1.02																
15 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	<p>1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。</p> <p>2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>																	

項 目	内 容	備 考
16 熱中症対策に資する現場管理費の補正	<p>1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>2) 用語の具体的な内容は、次のとおりである。</p> <p>① 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>② 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>③ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$ </p> <p>3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指標(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算して設計変更を行うものとする。 $\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$ </p> <p>※ 補正係数：1.2</p>	
17 1日未満で完了する作業の積算	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみ適用する。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>	
18 共通仮設費率分の適切な設計変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>2) 発注者は、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。</p> <p>3) 受注者は、上記2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>19 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について</p> <p>第15章 情報化施工技術の活用について</p> <p>1 適用</p> <p>2 協議・報告</p> <p>3 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>4 貸与資料</p>	<p>5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p>1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月ごとの被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。</p> <p>2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。</p> <p>○事業(務)所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。</p> </div> <p>本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事(受注者希望型)である。</p> <p>受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。</p> <p>情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。</p> <p>なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。</p>	

項 目	内 容		備 考
<p>5 確認及び検査</p> <p>6 電子納品</p> <p>7 情報化施工技術の活用に要する費用</p> <p>第16章 定めなき事項</p>		貸与資料	備考
	1	矢作川総合第二期地区 明治幹線本流他地質調査業務報告書	
	2	矢作川総合第二期地区 明治幹線本流測量その2業務報告書	
	3	矢作川総合第二期地区 明治幹線水路他基本設計業務報告書	
	4	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策実施設計その3業務報告書	
	5	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）里・浜屋工区ほか補足設計業務	
	6	図面のCAD データ	
	<p>受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが搭載された出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。</p>		
	<p>受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。</p>		
	<p>1) 情報化施工技術の活用に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。</p> <p>2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p>		
	<p>この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>		

(別記様式)

工期通知書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
東海農政局長
秋葉 一彦 様

住 所
商号又は名称
氏 名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）里・浜屋工区周辺整備工事
工 事 場 所	愛知県安城市里町地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和7年度

矢作川総合第二期農地防災事業

明治本流（下流部）里・浜屋工区周辺整備工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局

矢作川総合第二期農地防災事業所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)作業土工				
1)床掘	1次掘削、素掘り施工	式	1	
2)床掘	2次掘削、土留施工	式	1	
3)埋戻し	構造物周辺B=0.5m	式	1	
4)埋戻し	B<1.0m	式	1	
5)埋戻し	2.5m≤B<4.0m	式	1	
6)埋戻し	B≥4.0m	式	1	
7)残土処理	発生土受入地へ運搬	m ³	138.000	
(2)盛土				
1)盛土	B≥4.0m	m ³	86.000	
2)盛土法面仕上げ		m ²	75.000	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工	既設函体(右岸)			
1)コンクリート切断	頂版t=400	m	406.000	
2)コンクリート切断	底版t=450	m	357.000	
3)コンクリート切断	頂版・側壁ワイヤーソーイング	m ²	374.000	
4)コアドリリング	φ50、t=400、ワイヤ-用	本	160.000	
5)コアドリリング	φ150、t=650、底版	本	691.000	
6)あと施工アンカー設置	M16	本	1,840.000	
7)支保工		式	1	
8)切断コンクリート吊込み	頂版	個	41.000	
9)切断コンクリート吊上げ・吊込み	側壁	個	81.000	
10)切断コンクリート吊込み	底版	個	81.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1 1)切断コンクリート吊上げ・吊込み	隔壁	個	81.000	
1 2)切断コンクリート吊込み	隔壁底版	個	54.000	
1 3)コンクリート構造物取壊し	無筋(均しコン)、機械	m3	34.000	
1 4)産業廃棄物処分費	有筋Co(大割)	m3	961.000	
1 5)産業廃棄物処分費	無筋Co殻	m3	34.000	
1 6)産業廃棄物処分費	汚泥	m3	37.000	
(2)空気弁室撤去工				
1)コンクリート切断	頂版t=400	m	6.400	
2)あと施工アンカー設置	M16	本	8.000	
3)切断コンクリート吊込み	空気弁室+頂版	個	1.000	
4)産業廃棄物処分費	有筋Co(大割)	m3	1.700	
5)産業廃棄物処分費	汚泥	m3	0.100	
6)空気弁撤去	水道用空気弁双口φ150用	基	1.000	
7)縞鋼板蓋撤去		枚	1.000	
3. 周辺施設撤去工				
(1)消火栓撤去工				
1)消火栓撤去		基	1.000	
2)標識(消火栓)撤去		基	1.000	
4. 農業用通信線周辺設備撤去工				
(1)通信線保護管撤去工				
1)通信線保護管撤去	FEPφ40	m	174.200	
2)産業廃棄物処分費	廃プラ	m3	0.300	
(2)ハンドホール撤去工				
1)ハンドホール撤去	1200×800×800	基	2.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
5. 市道復旧工				
(1)作業土工				
1)床掘	素掘り施工	式	1	
(2)アスファルト舗装工				
1)上層路盤	砕石 (RC-40)	m ²	842.000	
2)表層	再生密粒度アスコン (13)、t=50	m ²	842.000	
(3)区画線工				
1)区画線工	w=30cm、t=1.5mm、溶解式 (手動)、実線	m	21.000	
6. 排水路復旧工				
(1)作業土工	U240排水路、暗渠排水路			
1)床掘	素掘り施工	式	1	
2)埋戻し	B<1.0m	式	1	
(2)排水路復旧工	U240排水路			
1)排水路復旧	U240排水路	m	223.100	
2)排水路蓋復旧	再利用、L=1500	枚	143.000	
3)排水路蓋復旧	購入分、L=600	枚	15.000	
4)基礎砕石	RC-40、t=100mm	m ³	11.000	
5)排水路 (U240)	新品購入、24×24×60	個	55.000	
6)排水路蓋	新品購入、33×4.5×60	枚	15.000	
(3)暗渠排水路復旧工				
1)暗渠排水路復旧	400×390、支給品	m	6.200	
2)基礎砕石	RC-40、t=100mm	m ³	0.400	
7. 洗い場復旧工				
(1)洗い場復旧工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1) 洗い場復旧	洗い場支給品	基	1.000	
2) 敷モルタル	1:3配合、t=30mm	m ³	0.200	
3) 基礎砕石	RC-40、t=100mm	m ³	0.900	
8. 農水給水栓復旧工				
(1) 作業土工				
1) 床掘	素掘り施工	式	1	
2) 埋戻し	B<1.0m	式	1	
3) 埋戻し	1.0m≤B<2.5m	式	1	
(2) 砂基礎工				
1) 砂基礎		m ³	0.500	
(3) 管布設工				
1) 管布設工	VUφ50、片受直管、L=4000mm	m	5.100	
9. 水道管復旧工				
(1) 作業土工				
1) 床掘	素掘り施工	式	1	
2) 埋戻し	B<1.0m	式	1	
3) 埋戻し	1.0m≤B<2.5m	式	1	
(2) 砂基礎工				
1) 砂基礎		m ³	12.000	
(3) 管布設工				
1) 管布設工	DCIPφ100、直管L=4000、支給品	m	119.000	
2) 管布設工	DCIPφ100、曲管、支給品	本	1.000	
(4) 埋設物表示工				
1) 埋設表示工		m	119.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
10. 防草シート設置工				
(1)防草シート設置工				
1)防草シート設置	厚さ0.4mm	m ²	3,480.000	
11. 仮設ヤード復旧工				
(1)耕地復旧工				
1)表土埋戻		m ²	7,798.000	
2)耕地復旧(耕起)		m ²	9,347.000	
12. 農業用通信線周辺設備復旧工				
(1)作業土工				
1)床掘	素掘り施工	式	1	
2)埋戻し	B<1.0m	式	1	
(2)砂基礎工				
1)砂基礎		m ³	41.000	
(3)通信線保護管復旧工				
1)通信線保護管復旧	FEPφ40	m	202.900	
(4)埋設物表示工				
1)埋設表示工	幅150mm、ダブル	m	203.000	
(5)ハンドホール復旧工				
1)ハンドホール復旧	1200×800×800、再利用	基	2.000	
13. 仮設工				
(1)工事用道路工				
1)敷鉄板	工事用道路B=4.5、t=22mm	m ²	948.000	
2)敷鉄板	工事用道路B=4.0、t=22mm	m ²	112.000	
3)敷鉄板	農業用水管保護、t=22mm	m ²	1,709.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)仮設土留工				
1)鋼矢板圧入機据付・解体	50tクレーン	式	1	
2)鋼矢板引抜機据付・解体	25tクレーン	式	1	
3)鋼矢板引抜	IV型11.5m、頭部50cm切断	枚	87.000	
4)鋼矢板圧入・引抜 (WJ併用)	IV型11.5m、頭部50cm固定・切断	枚	403.000	
(3)排水設備設置・撤去 (上流側)	鋼矢板ウォータージェット併用圧入			
1)泥水路掘削		m3	41.000	
2)サンドポンプ設置・撤去		箇所	2.000	
3)サンドポンプ工	φ100	箇所	2.000	
4)泥水釜場設置・撤去		箇所	1.000	
5)泥水沈砂池設置		m3	395.000	
6)泥水沈砂池撤去		m3	395.000	
(4)排水設備設置・撤去 (下流側)	鋼矢板ウォータージェット併用圧入			
1)泥水路掘削		m3	41.000	
2)サンドポンプ設置・撤去		箇所	2.000	
3)サンドポンプ工	φ100	箇所	2.000	
4)泥水釜場設置・撤去		箇所	1.000	
5)泥水沈砂池設置		m3	395.000	
6)泥水沈砂池撤去		m3	395.000	
(5)仮設ヤード工				
1)土木シート撤去		m ²	7,798.000	
2)産業廃棄物処分費	廃プラ (土木シート)	m3	2.900	
(6)水替工				
1)排水ポンプ運転	φ100、常時排水	箇所	2.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
2)排水ポンプ撤去	φ100	台	2.000	
3)排水ポンプ用釜場撤去		箇所	2.000	
4)沈殿槽撤去	鋼製水槽20m3級	箇所	2.000	
5)仮排水路撤去	VPφ250	m	41.300	
6)仮排水路撤去	VUφ250	m	8.500	
(7)大型土のう撤去工	右岸上流(過年度設置大型土のう撤去)			
1)大型土のう撤去	撤去	袋	4.000	
2)産業廃棄物処分費	廃プラ(大型土のう袋)	m ³	0.100	
(8)横断用仮設道路	横断方向、2箇所			
1)盛土工		m ³	188.000	
2)敷鉄板	工事用道路B=4.5、t=22mm	m ²	112.000	
3)大型土のう設置	製作～設置	袋	40.000	
4)大型土のう撤去	撤去	袋	40.000	
5)産業廃棄物処分費	廃プラ(大型土のう袋)	m ³	1.000	
(9)仮舗装撤去工				
1)舗装版撤去	アスファルトt=15cm以下	m ²	25.000	
2)舗装版切断	アスファルトt=15cm以下	m	28.000	
3)産業廃棄物処分費	廃プラ(VU管、VP管)	m ³	0.500	
4)産業廃棄物処分費	汚泥	m ³	0.200	
5)産業廃棄物処分費	As殻	m ³	0.800	
(10)東高根分水管保護工撤去工				
1)床掘	素掘り施工	式	1	
2)埋戻し	B<1.0m	式	1	
3)舗装版撤去	アスファルトt=15cm以下	m ²	29.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
4) 舗装版切断	アスファルトt=15cm以下	m	22.000	
5) 産業廃棄物処分費	汚泥	m ³	0.100	
6) 産業廃棄物処分費	As殻	m ³	1.400	
7) 舗装復旧	As舗装 再生密粒 (13) t=50mm	m ²	29.000	
8) 舗装復旧	RC-40 t=150mm	m ²	29.000	
9) 山留材・ベース材撤去	撤去のみ	式	1	
10) 敷鉄板撤去	撤去のみ	m ²	19.000	
(11) 電力設備工	上流側			
1) 受電設備	損料～撤去	箇所	1.000	
2) 配電設備 (ポンプ用)	損料～撤去	箇所	1.000	
3) 配電設備 (電灯用)	損料～撤去	箇所	1.000	
(12) 電力設備工	下流側			
1) 受電設備	損料～撤去	箇所	1.000	
2) 配電設備 (ポンプ用)	損料～撤去	箇所	1.000	
3) 配電設備 (電灯用)	損料～撤去	箇所	1.000	
(13) 安全費				
1) 交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人	378.000	
14. その他				
(1) 事業損失防止施設費				
1) 共通仮設 (積上げ)				
事業損失防止施設				
防音シートA (矢板打設区間以外)	賃料～撤去	m	18.000	
防音シートA (矢板区間)	賃料	m	152.000	
防音シートA (矢板区間)	設置～賃料	m	8.800	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
防音シートB	賃料～撤去	m	5.000	
防音シートC	賃料～撤去	m	83.000	
防音シートD	賃料～撤去	m	25.000	
防音シートE	賃料～撤去	m	65.000	
防音シートE（矢板打設後に設置）	賃料～撤去	m	161.000	
防音シート控柱撤去・復旧（A→A）	泥水路掘削時	m	161.000	
防音シート控柱撤去・復旧（A→E）	鋼矢板打設時	m	161.000	
防塵ネット	丸パイプ賃料、撤去	m	77.000	
仮囲いフェンス設置	1.8m×1.8m	m	664.100	
仮囲いフェンス撤去	1.8m×1.8m	m	711.800	
(2)運搬費				
1)共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送（往復）	敷鉄板、t=22mm	ton	497.240	
仮設材輸送（片道）	鋼矢板 IV型 L=11.5	ton	76.130	
仮設材輸送（往復）	鋼矢板 IV型 L=11.5	ton	352.630	
仮設材輸送（片道）	山留材 H=300（防音シート）	ton	13.330	
現場発生材輸送（東高根分水管保護工）	敷鉄板、t=25mm	ton	3.650	
現場発生材運搬（東高根分水管保護工）	山留材 H=200	ton	1.160	
現場発生材運搬（東高根分水管保護工）	山留材 H=300	ton	0.900	
現場発生材運搬	単管パイプ φ48.6、L=1.5	ton	0.105	
現場発生材運搬	空気弁、縞鋼板蓋	ton	0.366	
(3)役務費				
1)共通仮設（積上げ）				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
役務費				
電力基本料金		月	6.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 据付工				
（1）対向試験				
1）対向試験		式	1	
（2）農業用通信線撤去工				
1）農業用通信線撤去工	FCPEVケーブル、0.9mm、50P	式	1	
（3）農業用通信線復旧工				
1）農業用通信線復旧工	FCPEVケーブル、0.9mm、50P（再利用）	式	1	